

平成 28 年 8 月 24 日

各 位

会社名 株式会社アイケイ
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 飯田 裕
(J A S D A Q ・ コード番号 2 7 2 2)
問合せ先 常務取締役管理統括 高橋 伸宜
(TEL 052-856-3101)

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 24 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行にともなう「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、毎月 1 回開催の定時取締役会のほか、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週 1 回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行うことにより監督機能の向上に努める。
 - ② 当社グループは、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業信頼方針」、「倫理行動規範」を定め、周知徹底を図るほか、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当社の経営会議である TOP 会議内に設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の維持・向上を図る。さらに「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見を図る。
 - ③ 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「文書管理規程」の定めるところにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。
 - ② 取締役及び監査役は必要に応じ、常時これらの文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」を制定し、各部門にリスク管理の責任者を配置することで部門ごとの自主的なリスク管理を行う。

- ② 緊急事態発生時は「危機管理マニュアル」に従い、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。
 - ③ 当社グループは、各社の相互提携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ① 当社グループは、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての報告・審議・決定等を機動的に行う。
 - ② 全社の経営目標を達成するため、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員、事業部長及び各チームの責任者であるチームマネージャーを構成員とする収益管理会議を毎月1回開催する。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点等を当社取締役会に報告する。
 - ② 当社の内部監査室において、必要に応じてグループ各社の監査を実施し、関係部署に報告する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会を補助する社員は配置していませんが、監査等委員会から要請を受けた場合には、監査等委員会との協議により配置する。
 - ② 監査等委員の職務を補助すべき社員の任命等における人事権に係わる決定は、監査等委員会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査等委員より監査業務に必要な指示を受けた社員は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
7. 取締役及び社員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役は、取締役会、社内役員会等において、その担当する業務の執行状況について報告を行なう。
 - ② 監査等委員は、取締役会、社内役員会、その他重要な会議に出席するほか、業務執行に係る文書を閲覧し、取締役又は社員に説明を求めることができる。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び社員は当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項について、監査等委員に速やかに報告する。また、監査等委員は必要に応じて取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
 - ② 監査等委員及び監査等委員会は代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的又は必要に応じて意見交換を行う。
10. 監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

以 上